

2020年度課題別研修「産官学連携フードバリューチェーンリーダー育成」  
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下「JICA九州」という）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国のフードバリューチェーン（FVC）分野で中核を担う人材に対し、FVCの戦略的な推進に向けて、日本の取組みや産官学が果たす役割に関する知識を理解し、自国の課題を学術的に考察するものです。

本業務の遂行にあたっては、国立大学法人九州大学（以下「特定者」という）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、JICA九州所管地域において、農業分野の幅広い領域で教育・研究・研修を実施し、海外への専門家派遣や海外研修員や留学生の受入など途上国の人材育成の実績も豊富にあります。また、国内外の産官学の各業界に強い人的ネットワークを有し、当該研修の企画段階から助言や情報提供を行うなど、研修実施に必要な知見が集約されている機関です。本研修の目標達成のため効果的な研修プログラムを提供できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2020年度課題別研修「産官学連携による「フードバリューチェーン」リーダー育成」研修委託業務
- (2) 業務内容：別紙1「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 研修コース実施期間（予定）  
遠隔プログラム：2020年11月9日から2020年11月20日まで  
来日プログラム：2021年度第2四半期から第3四半期のうち10日間  
※来日プログラムはコロナウイルス感染症拡大状況により延期或いは中止となる可能性があります。
- (4) 履行期間（予定）  
遠隔プログラム：2020年9月中旬から2021年1月下旬まで  
来日プログラム：技術研修開始日の1か月前から技術研修終了日の1か月後まで

## 2 応募要件

- (1) 基本的要件：
  - ① 公示日において、令和元・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という）。

なお、全省庁統一資格者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、必要な書類を提出することで、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
  - ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- ⑤ 参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件：

- ① 案件受託上の条件として、2020年度案件を第1回目として受託し、2022年度

まで計3回、同一案件を受託可能であること。なお、2020年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2022年度案件まで随意契約を行う予定である（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は年度ごとに業務量、価格等について見直しを行った上で締結する。

- ② 業務を統括するための統括責任者を選任し、当機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。
- ③ 研修コースを九州で実施することができる者。但し、一部日程をその他の地域で実施する事は差し支えない。

### 3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2020年8月3日(月)午前10時から同年8月17日(月)午後4時まで
	提出場所	〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1 JICA九州 研修業務課
	提出書類	・参加意思確認書(別紙2) ・同書「2 応募要件」に記載の各事項を証明する資料
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
(2) 審査結果の通知	通知日	2020年8月19日(水)
	通知方法	(1)参加意思確認書の提出者: 郵送 (2)特定者: JICA九州ウェブサイト「調達情報」「公告・公示情報」「研修委託契約」で公開。
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください)
	請求期限	2020年8月24日(火)
	回答予定日	2020年8月27日(木)
	回答方法	郵送

### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除
- (11) 共同企業体の結成：認めない
- (12) 当機構の契約競争関連規定は、当機構ウェブサイトの「調達情報」  
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。

- (13) 情報の公開について：

本公示により、公募参加確認書を提出する者については、その法人・団体名を契約情報として当機構ウェブサイト上に公表しますので、予めご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約相手方と契約に関する情報を当機構ウェブサイト上に公表しますので、必要な情報を当機構へ提供すること及び情報を公表することに同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結についてご理解をお願いいたします。

具体的には、参加意思確認書の提出をもって本件情報の公開について同意されたものとします。

以 上

別紙 1：研修業務委託概要

別紙 2：公募参加確認書

別紙 3：誓約書

別紙 4：資格審査申請書

2020 年度課題別研修「産官学連携「フードバリューチェーン」リーダー育成」  
研修委託業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) コース名

2020 年度課題別研修「産官学連携「フードバリューチェーン」リーダー育成」

(2) 研修の目的と背景

フードバリューチェーン(FVC)強化は農業・農村開発分野で基本戦略の一つで、今後各国でFVCに関係する人材の質・量双方の面における育成が求められており、その中核となるリーダー人材の育成は急務である。本研修ではFVCに関する取り組みが先行しているASEAN各国を対象に、各国での将来を担うリーダーを育成する。なお、リーダーとして産官学各界に対する影響力を高めていく中においては、学術的なキャリアや能力が求められることから、留学生事業との連携も視野に入れた研修コンポーネントを採用し、特に大学側と将来の留学生との間のマッチングという視点も意識しつつ実施する。

(3) 到達目標（単元目標）

- 1) 講義・視察を通じ FVC における産官学それぞれの役割を理解する。
- 2) 事前に作成してきた「リサーチプロポーザル案」をもとに、FVC推進に係る自国の課題解決に向けた「リサーチプロポーザル改訂版」が作成される。

(4) 研修内容

2020 年度は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、一部項目は遠隔で実施し、一部項目は 2021 年度に来日し実施する。遠隔プログラムは 2 週間で主に講義（90 分×10 コマ程度）及び討論（60 分×3 回程度）を行い、来日プログラムは 1 週間の現場視察を行う。

研修受託機関は、研修項目や実施方法の企画と運営方法について、JICA 担当者と協議の上、実施に向けた調整を行うこととする。

1) 研修項目

【事前活動】

FVCにかかる学術分野の中で今後日本の大学で研究したい内容のリサーチプロポーザルの素案を作成する。

【遠隔プログラム又は来日プログラム】

- ① 行政による制度設計やFVCの概略・課題に関する講義（遠隔プログラム）
- ② 農薬や食品の管理・登録、生産・経営・収穫後処理・加工・流通・販売・植物防疫等各テーマの日本の開発経験に関する講義・視察（講義は遠隔プログラム、視察は来日プログラムで実施）
- ③ JICAのFVC関連プロジェクトに関する講義（遠隔プログラム）
- ④ 卸売市場における産官連携によるコールドチェーンの整備や市場流通網等の視察（来日プログラム）
- ⑤ 地方自治体や現地企業における生産、加工、流通、販売等における理論と実

践の関係や課題の把握や、産学連携による高付加価値化等の先進事例の視察  
(来日プログラム)

- ⑥ リサーチプロポーザルに関する大学教員による個別コンサルテーション(遠隔プログラム)
- ⑦ リサーチプロポーザルの最終化・発表(来日プログラム)

## 2) 研修方法

### ① 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるよう工夫する。また研修員相互の意見交換やディスカッションへの参加を促し、参加型の講義となるよう留意する。

### ② 演習／実習

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、実務により役立つことを目指す。

### ③ 見学・研修旅行

講義で得られた知見をもとに関係者との意見交換を通じて、事業実施において実践可能な知識・技術を習得できるように努める。研究機関だけでなく民間会社等への訪問も含め、より適応範囲の広い技術が習得できるよう工夫する。

### ④ レポート作成・発表

各レポートの作成・発表にあたっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、あわせて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

## 3) 研修付帯プログラム(JICAが実施するプログラム)

### ① 集合ブリーフィング

来日事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等について説明する。

### ② 一般オリエンテーション

技術研修に先立ち、日本滞在中の必要知識として、我が国の歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

## (5) 研修員

- 1) 定員 : 7名(応募状況及び選考結果により数名増減の可能性あり)
- 2) 研修対象国 : カンボジア、タイ、タンザニア、ブラジル、ミャンマー、ラオス
- 3) 対象組織 : 農産物生産、加工、流通、販売や地域振興に係る中央及び地方行政機関、民間業界団体、及び農産物生産、加工、収穫後処理、流通、販売、植物防疫に係る中央及び地方研究機関、民間業界団体

## (6) 研修期間

【遠隔プログラム】2020年11月9日から同年11月20日まで(予定)

日本時間9:30~17:30(土日は除く)にオンライン会議形式で実施

参加できない研修員に対しては講義録画を後刻配布し、視聴させる予定。

【来日プログラム】2021年4月から同年9月までの間の10日間（予定）

なお、上記期間は、コロナウィルス感染状況により期間変更・短縮・中止等の可能性がある。

また、事前準備・事後整理期間として、遠隔プログラムは技術研修期間の前後に約2ヶ月ずつ、来日プログラムは約1か月ずつを加える。

## 2. 業務の範囲及び内容

### (1) 研修実施全般に関する事項

- 1) 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- 2) 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- 3) 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- 4) コース評価要領の作成
- 5) 研修員選考会への出席
- 6) JICA その他関係機関との連絡・調整
- 7) 研修監理員との調整・確認
- 8) コースオリエンテーションの実施
- 9) 研修の運営管理とモニタリング
- 10) 研修員の技術レベルの把握（個別面接の実施等）
- 11) 各種発表会の実施
- 12) 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- 13) 研修員からの技術的質問への回答
- 14) 評価会への出席、実施補佐
- 15) 開・閉講式への出席、実施補佐
- 16) 反省会への出席
- 17) 講義、見学の評価

### (2) 講義（演習・実習）の実施に関する事項

- 1) 講師の選定・確保
- 2) 講師への講義依頼文書の発出
- 3) 講義室及び使用資機材の確認
- 4) 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認
- 5) 講義等実施時の講師への対応
- 6) 講師謝金の支払い
- 7) 講師への旅費及び交通費の支払い
- 8) 講師（乃至所属先）への礼状の作成・送付

### (3) 見学（研修旅行）の実施に関する事項

- 1) 見学先の選定・確保と見学依頼文書乃至同行依頼文書の作成・送付
- 2) 見学先への引率
- 3) 見学謝金等の支払い
- 4) 見学先への礼状の作成と送付

### (4) 留意事項

JICA は研修実施に関し、英語の研修監理員を配置する。研修監理員は講義及び

演習・実習、並びに見学・研修旅行時の通訳を行う。教材・テキストの翻訳並びに研修員及び同行者の研修旅行の手配についても JICA を通じて行う。

遠隔プログラムにおけるコンテンツ制作から配信に係る業務範囲、並びに研修監理員の業務日数については、JICA 担当者と協議することとする。

### 3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、業務完了後速やかに提出する。

### 4. その他

本業務概要は予定段階のものであるため、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染拡大状況によっては研修の実施日程を含む詳細が変更となる可能性もある。

以上



## 参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構  
九州センター契約担当役  
所長 植村 吏香 殿

提出者 (所在地)  
(貴社名)  
(法人番号)  
(代表者役職氏名)  
(担当者所属役職氏名)  
TEL  
FAX  
メールアドレス

「2020年度課題別研修「産官学連携による「フードバリューチェーン」リーダー育成」に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

## 記

## 1 組織概要

## 2 応募要件

## (1) 基本的要件：

令和元・2・3年度全省庁統一資格を有する場合、同資格審査結果通知書(写)を添付してください。

同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類を添付してください。

- 資格審査申請書（別紙4）
- 登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から3ヶ月以内のもの）
- 財務諸表（直近1カ年分、法人名及び決算期間が記載されていること）
- 納税証明書（その3の3、発行日から3ヶ月以内のもの）（写）

## (2) その他の要件：

## ①誓約書の提出（別紙3）

②特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況が分かる証明書を提出してください。

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
九州センター  
契約担当役 所長  
植村 吏香 殿

2020年度課題別研修「産官学連携による「フードバリューチェーン」リーダー育成」の参加意思の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認が無効となることに同意します。

住	所
法	人
法	人
法	人
役	職
代	表
者	氏
名	名
	役職印

### 1 反社会的勢力の排除

参加意思確認公募から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理でき

る体制を以下のとおり整えていること。

(中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上

## 資格審査申請書

申請日:

独立行政法人国際協力機構  
九州センター  
契約担当役 所長 殿

以下の業務への参加における資格審査を申請します。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約します。

業務名	2020年度課題別研修「産官学連携による「フードバリューチェーン」リーダー育成」
-----	--

## 1. 申請者

ふりがな			
法人名 (登記されている商号)			
		日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である	該当する・該当しない
本社所在地 (登記されている本社住所) TEL・FAX			
代表者	役職名		
	ふりがな		
	氏名		

## 2. 担当者連絡先(審査結果通知の窓口になっていただく方)

担当者	部署名	
	役職名	
	ふりがな	
	氏名	
	Email	
	住所 TEL・FAX	(本社所在地と同一の場合は記入不要)

## 3. 添付書類(添付した書類に○。)

1. 登記事項証明書(写)	発行日から3ヶ月以内のもの	
2. 財務諸表	直近1か年分、法人名、決算期間が記載されていること	
3. 納税証明書(その3の3)(写)	発行日から3ヶ月以内のもの	

## 4. 経営状況

※下記金額の千円未満は四捨五入とする。

## ①営業実績(単位:千円) 決算期間および損益計算書の売上高を直前2か年分記入

直前決算年度 年 月 日～ 年 月 日	直前々決算年度 年 月 日～ 年 月 日	平均実績額 (A+B)÷2
A	B	①

## ②自己資本額(単位:千円) 直前決算時の貸借対照表の金額を記入

	直前決算時	剰余(欠損)金処分類
資本金		
準備金・積立金	*注1	
次期繰越利益(欠損)金		*注2
小 計	A	B
純資産合計 A+B	②*注3	

\*注1: (貸借対照表の純資産の部) - (資本金) - (繰越利益剰余金) = (準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)

\*注2: 繰越利益剰余金(欠損はマイナス表示とする)

\*注3: 貸借対照表の純資産合計と一致

## ③流動比率 直前決算時の貸借対照表の金額を記入

流動資産(千円)	A		流動比率 $A/B \times 100(\%)$	③
流動負債(千円)	B			

## ④営業年数 登記事項証明書の会社成立の年月日からの満年数を記入

営業年数	④	年
------	---	---

本申請書に記載された情報は、氏名を除き情報公開の対象となります。また、当機構において、個人情報に関する部分は、入札競争・プロポーザル選考・見積徴収等の実施に際し、企業選定と資格確認のためにのみ利用されます。

以上